

# 学校いじめ防止基本方針

(令和5年度版)

坂井市立長畠小学校

# 目 次

前文	1
I いじめ防止等の対策に関する基本理念	1
II いじめの定義と判断	1
III いじめ防止等のための具体的取組 思いやりや助け合いの心を持って子どもを育てる教育 1) ほめて伸ばす教育 2) 人権教育の推進 3) 体験活動の推進 4) 道徳教育の推進 5) 学校評価	2
IV いじめの未然防止 1) 望ましい学級集団の形成 2) 互いに認め合い、助け合う仲間づくり 3) 自己有用感、自尊感情を高める学習活動 4) 特に配慮が必要な児童への支援、指導	3
V いじめの早期発見 1 いじめに気づく力を高める 2 いじめの発見 3 早期発見のための手立て	4
VI いじめの事案対処 1 いじめ対応の流れ 2 いじめの早期解決のために、全教職員が問題解決に当たる 3 家庭や地域、関係機関と連携した取組 4 いじめによる重大事態への対処 5 いじめの解消	4～6
VII いじめの防止等のための組織 1 いじめ対策委員会 2 いじめ対応サポート班 3 家庭や地域、関係機関と連携した組織 4 いじめの防止等の対策のための組織	6
資料① 仲裁者と傍観者の出現比率	7
資料② いじめ対策の年間行動計画	8～11
資料③ いじめ早期発見のためのチェックリスト	12～13
資料④ いじめの防止等のための組織図	14

## 前文

いじめは、人として許されない行為である。すべての児童に、どの学級でも、どの学校でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はない。

この認識に立ち、学校・家庭・地域が一体となり、一過性ではなく継続して、未然防止・早期発見・早期対応に取り組むことが重要である。

全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分理解し「いじめを生まない土壤づくり」に取り組むことが大切である。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止にかかる基本的理念及び責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し学ぶことができる環境を作るためのものである。

## I いじめの防止等の対策に関する基本理念

- 1 一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気を持って行動できる人として育てることを重視します。
- 2 すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- 3 児童が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目的に、県、市町、県・市町教育委員会、学校、家庭、地域の関係者が連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

## II いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）により、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを指す。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、「いじめ」に該当するか否かを判断する。

（平成26年 福井県いじめ防止基本方針）

### III いじめの防止等のための具体的取組

「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

#### 1) ほめて伸ばす教育

児童たちに達成感を持ちながら自主的に行動できるようほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、お互いの良いところを認め合う人間性を高めることに努める。

#### 2) 人権教育の推進

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることを目的に行う。また、人の痛みを感じ人を思いやることができるように、生命尊重の精神を育むとともに、人権意識の高揚を図っていく。

##### ①運営委員会・代表委員会による集会活動

「いじめをしないさせないゆるさない」をスローガンに、運営委員会や代表委員会の提唱による、いじめゼロを目指した「いじめゼロ宣言」を行う。

根絶に向けた児童集会を年2回（5月・11月）開催し、他人を思いやる心など道徳的価値を大切にする心の育成を行い実践に結びつける。

##### ②思いやり週間

毎学期（5月・10月・2月）に人との関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心を持てるような活動を設定する。

#### 3) 体験活動の推進

人とつながる喜びを味わえる、自然教室、修学旅行、縦割り班活動、清掃活動、学習活動などを通して、お互いがわかり合える楽しさを実感しながら、助け合う心の育成を行う。

#### 4) 道徳教育の推進

道徳の時間には、「命の大切さ」について指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を持ち、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」を児童が持つように、教育活動全体を通じて指導していく。

見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らせる。

##### ①道徳実践力の育成

道徳の授業を工夫し、ゲストティーチャー、心のノート、福井県版心のノート、道徳用ノートを活用し実践化を図っていく。

##### ②道徳の日を設定する。

毎月1日を道徳の日として設定し、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心の育成を行う。

#### 資料① 仲介者と傍観者の出現率

#### 5) 学校評価への位置づけ

いじめの防止等に関する取組を学校評価項目に位置づけ、児童・保護者・教職員の評価に次の項目を設ける。

##### <児童>

いじめを見たり聞いたりしたときは、先生や家の人に伝えている。

##### <保護者>

学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。

##### <教職員>

いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。

## IV いじめの未然防止

いじめ問題において「いじめが起こらない学校・学級づくり」に取り組むことが最重要である。そのためには「どの学級でも、どの学校でも起り得る」という認識をすべての教職員が持ち、「いじめを生まない土壤づくり」に取り組む必要がある。

### 1) 望ましい学級集団の形成

担任する一人ひとりの子どもをよく知らねば適切な指導・助言が出来ない。学級の様子を把握するためには、教職員の気づきが大切となる。気づくためには、授業中の他、給食を食べて雑談、休み時間一緒に遊ぶ、朝の登校時に教室で迎え声をかけるなどして時間を生み出しが必要となる。児童の個々の状況や学級の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てていく。

#### 資料② いじめ対策の年間指導計画

### 2) 互いに認め合い、助け合う仲間づくり

#### ①児童との人間関係づくり

児童一人ひとりが自分自身を価値ある存在と認め、自己有用感、自尊感情を感じ取れる取り組みを行うことが重要となる。子どもたちは教育課程以上のものを学校環境から学ぶことが多い。その大きなものの一つが教職員の言葉である。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、子どもたちの良きモデルとなり、慕われ、信頼されるよう努めていく。

#### ②教職員の協働体制づくり

児童一人ひとりが「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送るには、温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していく必要がある。そのためには、教職員は互いに学級経営や、授業指導・生徒指導等において同僚に尋ねたり、相談したり気軽に話が出来る職場の雰囲気づくりが大切となる。そのためには、様々な問題へ対応できる組織体制を築くとともに心の通い合う学校づくりを推進していく。

### 3) 自己有用感・自尊感情を高める学習活動

あらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認めたり、自分の思いや考えを伝えたり、人の思いを聞いたりできる仲間づくりが必要となる。その中で「こんなに認められた」「人の役にたった」経験が子どもたちを成長させる。また、教職員から子どもたちへ「うなづく」「微笑む」などの温かい声かけが「認められた」と自己肯定感につながり、子どもたちは大きく成長していく。

「甘い」と「温かい」、「厳しい」と「冷たい」これらの違いを認識し子どもたちと接して成就感が持てる教育活動を行っていく。

#### ①縦割り班活動での異学年交流活動を推進する。

#### ②自発的な活動を支える委員会活動を充実する。

#### ③学級では誰もが主役の係活動を推進する。

#### ④朝の活動でのスピーチから認め合うことを学ぶ。

### 4) 特に配慮が必要な児童への支援、指導

特別支援学級在籍児童や通常学級における発達障害傾向を有する児童など、特に配慮が必要な児童については、日常的に面談を行うことで問題の早期発見を心がけ、問題の兆候が見られた場合には丁寧に対応し、早期解決を図る。また、すべての児童に対して障害を持った児童についての理解を深めさせる指導を推進することで、いじめの未然防止につなげる。

## V いじめの早期発見

### 1 いじめに気づく力を高める

早期に発見することが、早期の解決につながる。

早期発見のために、教職員と児童との信頼関係を築くことが重要である。児童の些細な言動から表情の裏にある心の訴えを敏感に感じとれる感性を高めることが求められる。

そのためには、児童を共感的に受け入れ、気持ちや行動・価値観を理解することに努めていく。

### 資料③ いじめの早期発見のためのチェックリスト

### 2 いじめの発見

本人の保護者からの訴え	4 2 %
学級担任が発見	2 0 %
本人からの訴え	1 5 %
他の児童からの情報	9 %
アンケート調査等の取組	8 %
担任以外の教職員が発見	6 %

※いじめの発見は、割合の少ない訴えが起った場合は、いじめが深刻で進行していると考えられ、直ちに対応する必要がある。

(平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より)

### 3 早期発見のための手立て

- 1) 休み時間や昼休み等に看護当番を設け、教職員が児童の様子を見守る。「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、日常的な観察を丁寧に行うことでのいじめの早期発見に努める。
- 2) 日頃から「いじめノックアウトカード」に記入させることで、些細なことも担任に話せる環境を作る。保護者にも「いじめ早期発見アンケート」を年3回（5月・10月・2月）実施し、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密にとり、信頼関係を構築する。気になる内容に関しては、家庭訪問を実施したり、生徒指導部会、教育相談部会の場で共有したりして、より大勢の目で該当児童を見守っていく。
- 3) 「学校生活に関するアンケート」を年3回（5月・10月・2月）実施し、学校生活に関する悩み等を聞き入れる体制を整える。
- 4) 相談できる環境づくりのために、日頃から児童への声かけを行い児童との信頼関係を築いていく。アンケート終了後の「ハート&ハート週間」で児童全員との面談を行っていく。

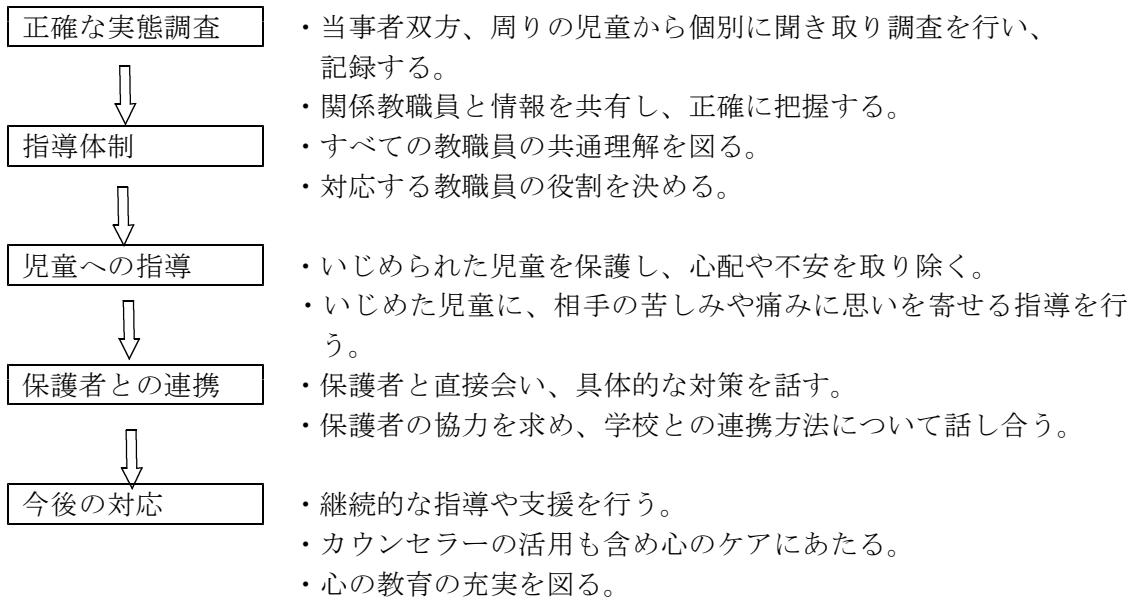
## VI いじめの事案対処

いじめの訴えがあった場合やいじめの兆候を発見した場合には、いじめられた児童の立場に立って適切な措置をとるとともに、特定の教員が抱え込むことなく速やかに情報を共有し、組織的な対応につなげます。

### 1 いじめの対応の流れ

いじめ情報の入手





資料④ いじめの防止等のための組織図

## 2 いじめの早期解決のために、全教職員が問題解決に当たる。

- 1) いじめ問題を発見したときには、その場でいじめを止めるとともに、学級担任、学年主任、生徒指導担当に連絡し、管理職に報告する。
- 2) 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守る。登下校、休み時間、清掃時間等においても教職員の目の届く体制を整備する。いじめている児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。
- 3) 傍観者の立場でいる児童たちにも、いじめているのと同様であることを指導する。
- 4) いじめられている児童の心のケアのために、スクールカウンセラー等による支援を行う。

## 3 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- 1) いじめ問題が起きたときには、双方の家庭を訪問し事実関係を説明する。
- 2) いじめられている児童の保護者には、保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め、学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 3) いじめた児童の保護者に対しては、いじめられた児童や保護者のつらい悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図るために対応について協議する。
- 4) 「いじめは決して許されない行為」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 5) 地域や関係機関とは、情報の共有を図りながら、学校の指導方針を伝え、協力を依頼する。

## 4 いじめによる重大事態への対処

- いじめにより、「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、次の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告する。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。

## 5 いじめの解消

- いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。
  - 1) いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
  - 2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

# VII いじめの防止等のための組織

## 1 いじめ対策委員会（生徒指導部会・教育相談部会）

月1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換を行い共通理解を図る。  
いじめ防止に関する処置を迅速に行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、当該学年主任を中心に、養護教諭、スクールカウンセラーなどをメンバーとして設置する。

## 2 いじめ対応サポート班

いじめ問題解決に向け、迅速に行動に移す。  
いじめ対策サポート班は、必要に応じて速やかに編成する。

## 3 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に連絡する。また、状況に応じては緊急生徒指導部会を開催し敏速な対応を行う。  
教頭は校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり対処する。緊急を要する問題行動が発生したときには、緊急生徒指導部会を開催する。  
学校だけで解決が困難な場合は、PTA会長、家庭地域学校協議会代表者、坂井警察署の協力を要請する。

## 4 いじめの防止等の対策のための組織

学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。  
管理職、生徒指導主事、教育相談担当、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラーワークで構成する。

資料① 仲裁者と傍観者の出現比率

	国名	小5	小6	中1	中2	中3
仲裁者の出現比率	日本	<b>53. 5</b>	<b>37. 6</b>	<b>34. 8</b>	<b>29. 4</b>	<b>21. 8</b>
	イギリス	58. 2	49. 3	36. 5	37. 6	45. 9
	オランダ	46. 0	37. 2	28. 8	29. 4	
傍観者の出現比率	日本	<b>26. 4</b>	<b>36. 1</b>	<b>45. 3</b>	<b>51. 9</b>	<b>61. 7</b>
	イギリス	22. 0	34. 1	52. 7	44. 8	41. 8
	オランダ	31. 1	44. 1	52. 7	44. 8	

(森田洋司「いじめとは何か」中公新書 2010年)

- ・「仲裁者の出現比率」 日本は学年があがるにつれて出現比率が減る傾向にある。
- ・「傍観者の出現比率」 日本は学年があがるにつれて出現比率が上がる傾向にある。
- ・いじめの初期の段階において、子どもが「仲裁者」となることで深刻な状態になる前に止めることができる。多数の「傍観者」を「仲裁者」に変えていくことを実践することが重要である。

## 資料② いじめ対策の年間行動計画

(4月～6月)

教員の動き等		児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4 月	<u>いじめ対策委員会</u> ・基本方針確認 ・年間計画策定 <u>職員会議</u> ・年間計画周知 <u>P T A総会</u> ・対策方針公表 <u>教育活動計画作成</u> <u>パーソナルデーター</u> <u>実態把握</u>						
		縦割り班活動開始					
		挨拶運動					
			写生会				
		ペア一学年交流					
5 月	<u>児童アンケート分析</u>						
		いじめ撲滅児童集会・ゼロ宣言					
	<u>担任と児童と面談</u>						
		挨拶運動					
	<u>サポート会議</u>						
		ハート＆ハート週間・学校生活アンケート					
6 月	<u>運動会</u>						
		運動会					
	<u>いじめ早期発見アンケート実施</u>						
			校外学習				
6 月	<u>小中連携授業研究会</u>						
		挨拶運動					
	<u>避難訓練</u>						
		避難訓練					
6 月	<u>学校公開</u>						
		学校公開					

(7月～9月)

教員の動き等		児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7 月	<u>サポート会議</u>						
	<u>保護者会</u>	挨拶運動					
	・情報、意見収集	思いやり週間					
	<u>魅力ある学校づくり</u>	水泳教室					
	アンケート 分析・検証	ラジオ体操会					
8 月	<u>家庭訪問</u>						
	<u>各区社会奉仕</u>	家庭訪問					
	<u>P T A奉仕作業</u>	親子奉仕活動					
9 月	<u>サポート会議</u>	校外学習					
	<u>陸上記録会</u>	挨拶運動					

(10月～12月)

教員の動き等		児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10 月	<u>児童アンケート分析</u> <u>指導主事訪問</u> • 公開授業 <u>担任と児童と面談</u> <u>いじめ早期発見アンケート実施</u>						
			いじめを無くす児童集会				
			挨拶運動				
11 月	<u>読書指導</u> <u>サポート会議</u> <u>親子コンサート</u> <u>学校公開</u> • マラソン大会						
			読書月間				
			挨拶運動				
12 月	<u>人権週間</u> <u>パーソナルデーター実態把握</u> <u>保護者会</u> • 情報、意見収集 <u>魅力ある学校づくりアンケート</u> 分析・検証						
			挨拶運動				
			思いやり週間				
			校外学習				

(1月～3月)

教員の動き等		児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1 月	<u>研究授業</u>  <u>サポート会議</u>						
2 月	<u>児童アンケート分析</u>  <u>担任と児童と面談</u>  <u>いじめ早期発見アンケート実施</u>						
3 月	<u>サポート会議</u>  <u>中学校への移行支援</u>  <u>保幼小連絡</u>  <u>魅力ある学校づくりアンケート分析・検証</u>  <u>いじめ防止対策組織基本方針の点検見直し</u>						

### 資料③ いじめ早期発見のためのチェックリスト

#### いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ・朝いつも机が定位置にない
- ・掲示物が破れていったり落書きがあつたりする
- ・班にすると机と机の間に隙間がある
- ・学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう子がいる
- ・自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- ・些細なことで冷やかしなどをするグループがある
- ・授業中、教職員に見えないように消しゴムなどを投げる
- ・教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ・グループ分けすると特定の子どもが残る
- ・特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある

#### いじめられている子

##### 日常の行動・表情の様子

- ・わざとらしくはしゃいでいる
- ・いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- ・下を向いて視線を合わせないようにしている
- ・早退や一人で下校することが多い
- ・腹痛や体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ・友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- ・おどおど、にやにや、にたにたしている
- ・青色が悪く、元気がない
- ・遅刻・欠席が多くなる
- ・ときどき涙ぐんでいる

##### 授業中・休み時間

- ・発言すると友達から冷やかされる
- ・班編制の時に孤立しがちである
- ・学習意欲が減退し、忘れ物が増える
- ・教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする
- ・一人でいることが多い
- ・教室へいつも遅れて入ってくる
- ・教職員の近くにいたがる

## 昼食時

- ・すきな物を他の子にあげる
- ・食事の量が減ったり、食べなかつたりする
- ・他の子の机から机を少し離している
- ・食べ物にいたずらされる

## 清掃時

- ・いつも何かの当番になっている
- ・一人離れて掃除をしている

## その他

- ・トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ・持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ・ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ・けがの状況と本人の言うことが一致しない
- ・持ち物や机などに落書きをされる
- ・理由もなく成績が突然下がる
- ・服に靴の跡がついている
- ・手や足にすり傷やあざがある
- ・友人の言いなりになっている
- ・プロレスごっこでいつもやられている
- ・友人の使い走りをやっている

## いじめている子

- ・多くのストレスを抱えている
- ・あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ・教職員によって態度を変える
- ・グループで行動し、他の子に指示を出す
- ・活発に活動するが他の子にきつい言葉を使う
- ・家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ・特定の子に対して強い仲間意識を持つ
- ・教職員の指導を素直に受け取れない
- ・他の子に対して威嚇する表情をする

資料④ いじめの防止等のための組織図

